

広島市消費生活センターだより

通信販売の『定期縛りなし』 という表記にご注意!



「定期縛りなし」と
書いてあったけえ、
1回だけと思っとったのに
違ったんかあ

アドバイス

- インターネット広告などの通信販売で「定期縛りなし」と表記されている商品を注文したら、1回だけのつもりだったのに、実は定期購入だったという相談が多く寄せられています。「定期縛りなし」とは、「購入回数に縛りがない定期購入」のことを指す場合が多いです。「縛りがないということは、1回限りの購入だ」と思い込まないようにしましょう。
- 注文の際、申込み内容について最終確認画面をよく確認してください。最終確認画面の定期購入の記載は、文字が小さい、多数回スクロールしないと確認できないなどわかりにくい場合がありますので、ご注意ください。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))